

(事務連絡)
業庫第16号
2019年3月11日

代理店引受金融機関本部
関係代理店 御中
(別紙口座一覧に記載の取引店)

日本銀行業務局

入国管理局ならびに中国管区警察局および四国管区警察局
関係官署の取引官庁名変更に伴う取扱いについて

今般、法務省傘下の入国管理局ならびに警察庁傘下の中国管区警察局および四国管区警察局の関係官庁において、本年4月1日付けで取引官庁名が変更されることとなりました(該当の官庁および庁名変更の内容は、別紙1および2参照)。

本件については、各省庁と調整のうえ、取引官庁名変更等にかかる書類提出の取扱方法等を下記のとおりとしました。該当の官庁と取引を有する代理店(別紙1および2に記載の先)におかれましては、ご対応方よろしく申し上げます。

記

1. 事前提出を受ける取引関係通知書等の取扱い

- 庁名を変更する官庁(以下「関係官庁」といいます。)の取引担当官が4月1日付けで異動となるか否かによって、提出を受ける取引関係通知書等の記載方法が異なります。

—— 各省庁とは、取引担当官の異動の有無が判明したのち、遅くとも3月26日(火)までに取引関係通知書等(官印のないもの)を取引店に事前提出することで調整済みです。

- 関係官庁から提出される取引関係通知書等は次表のとおりです。次表 A 欄「取引担当官の設置状況および4月1日付けの異動の有無」の区分に応じて、次表 B 欄の書類が提出されます。

—— 取引種類(預託金または保管金取引)ごとに提出されます。次表および記載例は、各省庁経由で関係官庁にも提示済みですので、関係官庁から取引関係通知書等が事前提出された際には、記載例のとおりであるかご確認ください。

A：取引担当官の設置状況および 4月1日付けの異動の有無	B：提出する書類 (作成例は別紙3参照)	
イ. 本官および代理官が設置されており、 <u>どちらも異動しない</u> 場合	・記載事項変更通知（本官が代理官分をあわせて通知） ⇒作成例①	
ロ. 上記イ. 以外の場合 （ 具体的には、 ・本官および代理官が設置されており、 <u>どちらも異動する</u> または <u>一方が異動する</u> 場合 ・本官のみ設置されている場合 が該当します。 ）	異動する 場合	・取引関係通知書 ⇒作成例②
	異動しない 場合	・記載事項変更通知 ⇒作成例③

—— 書類の「本日付け」の送り仮名の有無（本日付）および「付記」の字体の相違（附記）は、そのまま取り扱うことで差支えありません。

- 本通知にかかる庁名変更については、「官庁の取引開廃等に関する報告関係事務取扱要領（代理店用）」（「国庫事務例規集（代理店用）」2 3 1 2 頁参照）に基づく、日本銀行業務局統括課事務統括グループあてのファクシミリによる要項送信は不要の扱いとします^(注)。

(注) 本通知以外の官庁にかかる取引開始・廃止・庁名変更等については、所定の手続き（ファクシミリによる要項送信）が必要ですので、ご注意ください。

2. 4月1日に提出を受ける取引関係通知書等の取扱い

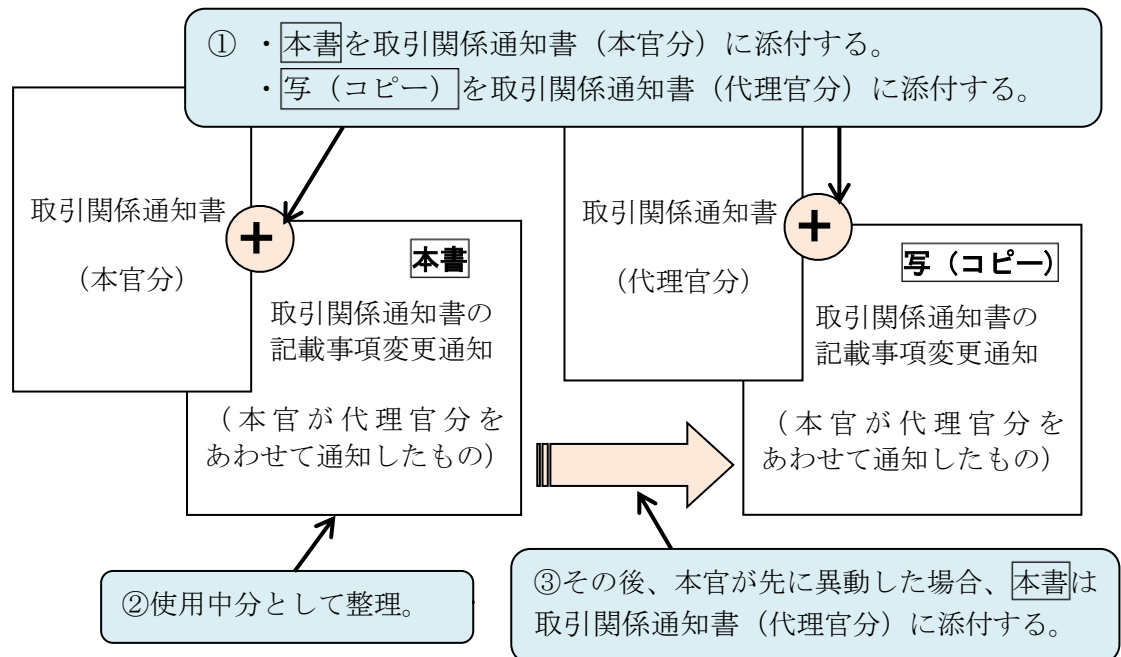
- 4月1日（月）に、「取引関係通知書」または「記載事項変更通知」の本書（官印<新庁名のもの>を押す）および「印鑑票」が提出されますので、事前に提出を受けた書類と記載内容が一致していることを確認してください。
- (1) 取引担当官の異動にかかる「取引関係通知書」と「印鑑票」の取扱い
- 取引担当官の異動にかかる「取引関係通知書」と「印鑑票」は、日本

銀行代理店国庫金事務取扱手続(国庫金編) 窓口 1 取引の開廃等 2. 取引担当官の異動(「国庫事務例規集(代理店用)」1 24頁参照)に従って、お取扱ください。

(2) 「記載事項変更通知」と「印鑑票」の取扱い

- 記載事項変更通知は、次のとおりお取扱ください。
 - ・ 通知の作成者名、印影が印鑑票と一致していることを確認します。
 - ・ 通知に受付日を記入(受付印等を使用してもよい)し、既に提出されている当該取引担当官の取引関係通知書に添付^(注)のうえ、使用中分として整理します。

(注) ただし、本官が代理官分をあわせて通知した「記載事項変更通知」(前ページの表のイ. に該当するもの)は1通しかありませんので、本官分の取引関係通知書に本書を添付し、代理官分の取引関係通知書には同変更通知の写(コピー)を添付します。また、当該「記載事項変更通知」の本書は、本官および代理官の両方が異動するまで使用中分として整理します(下図参照)。



- 新たに提出された印鑑票(新庁名のもの)は、取引種類、取引官庁の整理番号(代理店が任意に定めた場合)、使用開始日「平成31年4月1日」を記入し、使用中分として整理します。
- 既に提出されている印鑑票(旧庁名のもの)は、変更日欄に変更日「平成31年4月1日」を記入し、変更日から1年間、使用中分として整理

します（その後、使用済分として5年間保管します）。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ

TEL：03-3279-1111（代表）＜内線3332＞

庁名変更口座一覧(法務省関係)

別紙1

▽庁名変更日:平成31年4月1日

取扱庁等 コード	現在の取扱庁名	新取扱庁名	口座	取引店名	統轄店
00211136	東京入国管理局成田空港支局	東京出入国在留管理局成田空港支局	保管金	成田空港代理店	本店
00011139	東京入国管理局	東京出入国在留管理局	預託金・ 保管金	東京都三田代理店	
00111132	東京入国管理局横浜支局	東京出入国在留管理局横浜支局	保管金	横浜中代理店	横浜支店
00311130	東京入国管理局羽田空港支局	東京出入国在留管理局羽田空港支局	保管金	川崎代理店	
00011114	札幌入国管理局	札幌出入国在留管理局	預託金・ 保管金	札幌支店	札幌支店
00011121	仙台入国管理局	仙台出入国在留管理局	預託金・ 保管金	青葉通代理店	仙台支店
00011161	名古屋入国管理局	名古屋出入国在留管理局	預託金・ 保管金	名古屋港代理店	名古屋支店
00111164	名古屋入国管理局中部空港支局	名古屋出入国在留管理局中部空港支局	保管金	半田代理店	
00011178	大阪入国管理局	大阪出入国在留管理局	預託金・ 保管金	大阪築港代理店	大阪支店
00211175	大阪入国管理局関西空港支局	大阪出入国在留管理局関西空港支局	保管金	泉佐野代理店	
00111171	大阪入国管理局神戸支局	大阪出入国在留管理局神戸支局	保管金	神戸支店	神戸支店
00011203	広島入国管理局	広島出入国在留管理局	預託金・ 保管金	広島支店	広島支店
00011192	高松入国管理局	高松出入国在留管理局	預託金・ 保管金	高松支店	高松支店
00011228	福岡入国管理局	福岡出入国在留管理局	預託金・ 保管金	博多代理店	福岡支店
00211225	福岡入国管理局那覇支局	福岡出入国在留管理局那覇支局	保管金	那覇市内代理店	那覇支店

(庁名変更口座合計:預託金8口座、保管金15口座)

▽庁名変更日:平成31年4月1日

取扱庁等 コード	現在の取扱庁名	新取扱庁名	口座	取引店名	統轄店
00301352	中国管区警察局岡山県情報通信部	中国四国管区警察局岡山県情報通信部	預託金	岡山支店	岡山支店
00001351	中国管区警察局	中国四国管区警察局	預託金	広島支店	広島支店
00401356	中国管区警察局広島県情報通信部	中国四国管区警察局広島県情報通信部	預託金		
00001554	中国管区警察学校	中国四国管区警察学校	預託金・ 保管金		
00201359	中国管区警察局島根県情報通信部	中国四国管区警察局島根県情報通信部	預託金	松江支店	松江支店
00101355	中国管区警察局鳥取県情報通信部	中国四国管区警察局鳥取県情報通信部	預託金	鳥取代理店	
00501350	中国管区警察局山口県情報通信部	中国四国管区警察局山口県情報通信部	預託金	山口代理店	下関支店
00101362	四国管区警察局徳島県情報通信部	中国四国管区警察局四国警察支局徳島県情報通信部	預託金	徳島代理店	高松支店
00001369	四国管区警察局	中国四国管区警察局四国警察支局	預託金	高松支店	
00201366	四国管区警察局香川県情報通信部	中国四国管区警察局四国警察支局香川県情報通信部	預託金	高松中央代理店	
00001561	四国管区警察学校	四国警察支局警察学校	預託金	善通寺代理店	
00301360	四国管区警察局愛媛県情報通信部	中国四国管区警察局四国警察支局愛媛県情報通信部	預託金	松山支店	松山支店
00401363	四国管区警察局高知県情報通信部	中国四国管区警察局四国警察支局高知県情報通信部	預託金	高知支店	高知支店

(庁名変更口座合計:預託金13口座、保管金1口座)

【①-1：本官および代理官のどちらも異動しない場合（預託金取引用）
＜庁名を□□□□□□□ ⇒ ○○○○○○○○に変更>】

第○号
平成31年4月1日

日本銀行○○支店 あて
(△△代理店)

資金前渡官吏
○○○○○○○○
総務課長 ◎◎ ◎◎

取引関係通知書の記載事項変更通知

本日付けをもって、下記のとおり庁名を変更するので新印鑑を添えて通知します。

記

(資金前渡官吏)

新	資金前渡官吏		
	○○○○○○○○	総務課長	◎◎ ◎◎
旧	資金前渡官吏		
	□□□□□□□	総務課長	◎◎ ◎◎

(資金前渡官吏代理)

新	資金前渡官吏代理		
	○○○○○○○○	出納係長	●● ●●
旧	資金前渡官吏代理		
	□□□□□□□	出納係長	●● ●●

以 上

日本銀行 店受付
平成 年 月 日

【①-2：本官および代理官のどちらも異動しない場合（保管金取引用）
＜旧を□□□□□□□ ⇒ ○○○○○○○○に変更＞】

第○号
平成31年4月1日

日本銀行○○支店 あて
(△△代理店)

○○○○○○○○
歳入歳出外現金出納官吏
総務課長 ◎◎ ◎◎

取引関係通知書の記載事項変更通知

本日付けをもって、下記のとおり旧名を変更するので新印鑑を添えて通知します。

記

(歳入歳出外現金出納官吏)

新 ○○○○○○○○ 歳入歳出外現金出納官吏
総務課長 ◎◎ ◎◎

旧 □□□□□□□ 歳入歳出外現金出納官吏
総務課長 ◎◎ ◎◎

(歳入歳出外現金出納官吏代理)

新 ○○○○○○○○ 歳入歳出外現金出納官吏代理
出納係長 ●● ●●

旧 □□□□□□□ 歳入歳出外現金出納官吏代理
出納係長 ●● ●●

以 上

日本銀行 店受付
平成 年 月 日

【②-1：取引担当官が異動する場合（預託金取引用）

< 庁名が□□□□□□□ ⇒ ○○○○○○○○に変更 >】

第○号

平成31年4月1日

日本銀行○○支店 あて
(△△代理店)

代理官の場合、「資金前渡官吏代理」として
てください。

資金前渡官吏

○○○○○○○○

総務課長 ◎◎ ◎◎

取 引 関 係 通 知 書

○○○○○○○○ 総務課長 ◎◎ ◎◎は、本日付けをもって、貴店との間に現金の預託に関する取引を開始するので通知します。

(理 由) 異動および庁名変更)

(付 記) □□□□□□□
総務課長 ●● ●●

以 上

日本銀行 店受付
平成 年 月 日

【②-2：取引担当官が異動する場合（保管金取引用）

< 庁名が□□□□□□□ ⇒ ○○○○○○○○に変更 >】

第○号

平成31年4月1日

日本銀行○○支店 あて
(△△代理店)

代理官の場合、「歳入歳出外現金出納官吏代理」
としてください。

○○○○○○○○

歳入歳出外現金出納官吏

総務課長 ◎◎ ◎◎

取 引 関 係 通 知 書

○○○○○○○○ 総務課長 ◎◎ ◎◎は、本日付けをもって、貴店との間に保管金の保管に関する取引を開始するので通知します。

(理 由 異動および庁名変更)

(付 記) □□□□□□□

総務課長 ●● ●●

以 上

日本銀行 店受付
平成 年 月 日

【③-1：取引担当官が異動しない場合（預託金取引用）

< 庁名が□□□□□□□ ⇒ ○○○○○○○○に変更 >】

第○号

平成31年4月1日

日本銀行○○支店 あて
(△△代理店)

代理官の場合、「資金前渡官吏代理」として
ください（下記の記載部分も同様）。

資金前渡官吏

○○○○○○○○

総務課長 ◎◎ ◎◎

取引関係通知書の記載事項変更通知

本日付けをもって、下記のとおり庁名を変更するので新印鑑を添えて通知します。

記

新	資金前渡官吏			
	○○○○○○○○	総務課長	◎◎	◎◎
旧	資金前渡官吏			
	□□□□□□□	総務課長	◎◎	◎◎

以 上

日本銀行 店受付
平成 年 月 日

【③－２：取引担当官が異動しない場合（保管金取引用）

< 庁名が□□□□□□□ ⇒ ○○○○○○○○に変更 >】

第○号

平成 3 1 年 4 月 1 日

日本銀行○○支店 あて
(△△代理店)

代理官の場合、「歳入歳出外現金出納官吏代理」
としてください（下記の記載部分も同様）。

○○○○○○○○

歳入歳出外現金出納官吏

総務課長 ◎◎ ◎◎

取引関係通知書の記載事項変更通知

本日付けをもって、下記のとおり庁名を変更するので新印鑑を添えて通知します。

記

新 ○○○○○○○○ 歳入歳出外現金出納官吏
総務課長 ◎◎ ◎◎

旧 □□□□□□□ 歳入歳出外現金出納官吏
総務課長 ◎◎ ◎◎

以 上

日本銀行 店受付
平成 年 月 日